



情報館① ペットのマナー

環境政策課

☎382-9014

☎382-2214

✉kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

ペットの 飼い主は マナーを 守りましょう



ペットは私たちの生活に安らぎを与えてくれる大切なパートナーです。飼い主一人一人が、近隣環境への配慮とマナーを守り、責任と愛情をもって最後まで飼育しましょう。

飼い主の皆さんは 次のマナーを守ってください

犬の飼い主の皆さんへ

 飼い犬の登録と狂犬病
予防注射を必ず受ける



※狂犬病予防法により生後91日以上の子犬の飼い主は、犬の登録が義務付けられています。環境政策課窓口または市内の動物病院で手続きが可能です。

 各種届出をする

※ペットショップなどにて登録済みの犬を購入された場合は、新たな飼い主の方は必ず環境政策課窓口で名義変更の手続きをお願いします。

 散歩中の犬のふんは飼い主
が責任をもって持ち帰る

 散歩するときは、リードなどが
外れないように気を付ける

 無駄吠えで近隣の迷惑になら
ないようにしつける

 犬鑑札と狂犬病注射済票や
迷子札などを首輪などに必ず
付ける



猫の飼い主の皆さんへ

 猫の首輪に迷子札を付けておく

 屋内での飼育に努める



※屋外飼育は、ふんや尿など近隣住民への迷惑になったり、病気や交通事故に遭ったりする可能性が高くなります。

犬・猫へのマイクロチップ装着と 情報登録が義務化されました

令和4年6月1日から、ペットショップやブリーダーなどが販売する犬・猫へのマイクロチップの装着と情報登録が義務化されました。今後マイクロチップが装着された犬・猫を飼う場合は、30日以内に飼い主の情報を変更する手続きが必要です。詳しくは環境省ホームページをご覧ください。

飼い犬・猫が失踪したときは

犬・猫が迷子になったときは、近隣を探すだけでなく鈴鹿保健所(☎382-8674)または鈴鹿警察署(☎380-0110)へ連絡してください。

なお、保健所に一時保護されている迷子犬の情報は、(公財)三重県動物管理事務所の迷子犬情報のページに掲載されます。

※ペットの失踪、犬猫の飼い方指導、野犬の目撃、犬の放し飼いなどに関することは、鈴鹿保健所へお問い合わせください。



ペットの不妊・去勢手術

犬や猫は一度にたくさんの子を産みます。多頭飼育崩壊は、社会問題にもなっています。責任をもって世話ができるかをよく考えて、愛情をもって最後まで飼いましょう。また、繁殖を望まない場合は避妊・去勢手術を検討しましょう。

ペット防災手帳を配布しています

災害時にペットと飼い主が共に安全に避難し、被災後も安心して生活できるよう、市ではペット防災手帳を配布しています。

配布場所 環境政策課、地区市民センター、市内動物病院

※市ホームページでも入手できます。